

平成 31 年度新分野海外展開支援事業委託業務
企画提案仕様書

平成 31 年 3 月 28 日
沖縄県商工労働部

1 業務名

平成 31 年度新分野海外展開支援事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

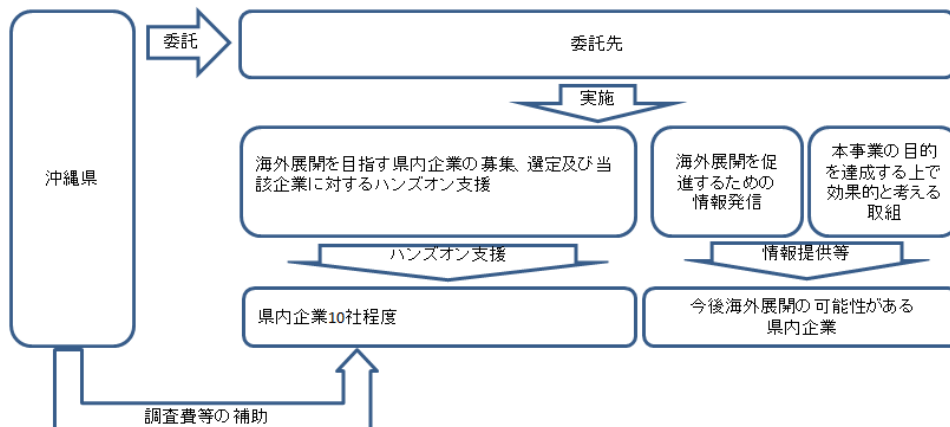
3 業務目的

中国やASEANなどの巨大なマーケットと日本の中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアのダイナミズムを取り込んで経済成長を図るため、新たにIT・サービス等の分野で海外に展開しようとする県内企業の市場調査及びプロモーション等にかかる支援を行うとともに、海外展開を図る県内企業の裾野拡大や機運醸成を促進するための取組を行う。

4 委託業務内容及び企画提案を求める事項

次の(1)から(3)に掲げる業務を委託することとしており、当該業務を効果的かつ効率的に実施する手法等について提案を求める。

- (1) 海外展開を目指す県内企業の募集、選定及び当該企業に対するハンズオン支援
- (2) 海外展開を促進するための情報発信
- (3) その他本事業の目的を達成する上で効果的と考える取組



(1) 海外展開を目指す県内企業の募集、選定及び当該企業に対するハンズオン支援

本事業においては、海外展開を目指す県内企業 10 社程度に対し、県が補助金を交付するとともに、当該企業に対して委託先が市場調査等に関するハンズオン支援を行うこととしている。

委託先がハンズオン支援を行うことで、効果的かつ効率的な市場調査を実施し、調査結果を踏まえた適切なプロモーションを行うことで、県内企業の海外展開が成功する確率を高めることを狙いとしており、このような狙いを踏まえて、効果的と考えられるハンズオン支援の手法を次の内容を含んで提案すること。

- ア 海外展開にかかる事業計画策定及び進捗管理に関すること
- イ 海外展開に必要な市場調査（可能性調査、視察調査）に関すること
- ウ 海外展開に必要なプロモーションに関すること
- エ 海外における企業、関係機関等への訪問同行に関すること
- オ 海外における展示会、見本市等への出展に関すること
- カ その他、海外展開に効果的と必要と考えられること

また、ハンズオン支援の対象となる県内企業の募集・選定も合わせて委託することとしており、公募及び選定の方法についても提案すること。

(2) 海外展開を促進するための情報発信

新たにサービス業（IT関連産業を含む）等の分野で海外に展開しようとする企業の裾野を広げ、機運を醸成するために、本事業の活動内容や成果等を報告する成果報告会（一般公開）を1回以上開催する。

また、海外展開に必要な基礎知識等に関する情報発信（例：セミナー、ウェブ等）を実施する。

成果報告会の開催時期、規模、情報発信の手法及び発信する情報の内容を含めて提案すること。

(3) その他本事業の目的を達成する上で効果的と考える取組

応募者の創意工夫により、本事業の目的を達成する上で効果的と考える取組を提案すること。

5 見積上限額

25,350千円以内（消費税及び地方消費税込み）

- (1) 経費は、①人件費、②旅費、③委員謝金、④消耗品費、⑤印刷製本費、⑥通信運搬費、⑦使用料・賃借料に区分し見積もること。
- (2) 委託先が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての特
定・抽出が難しいものとして計上する一般管理費は、見積額（ただし、見積額に再委託

費を含む場合は、当該再委託費を除いた額)の10%以内とすること。

- (3) 海外への出張同行(渡航)回数については、アジアを中心に延べ20回以上(2回×10社)を見込むこと。
- (4) この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

6 成果物

- (1) 体裁、提出部数等

ア 委託業務報告書A4版(紙原稿及び製本版10部)

イ 上記アに係る電子記録1式(テキスト情報化したPDF形式)

- (2) 提出期限 平成32年3月31日

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

7 著作権

成果物(6に掲げる報告書以外に、本事業において作成するパンフレット等を含む。)の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

8 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書など)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請

求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに県に提示すること。

(6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めないこと。

9 再委託の制限

(1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の 50 %を超える業務

イ 企画判断、支援対象企業に対するハンズオン支援等の統轄的かつ根幹的な業務

(2) 本契約の企画提案公募の参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 成果報告会等を開催する際の会場設営、運営

イ パンフレット、ウェブのデザイン、印刷・制作等

ウ その他「契約の主たる部分」以外の業務であって県が認める業務

(4) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 会場設営等の業務

オ 情報発信のためのウェブサイトの運用、保守管理

10 その他留意事項

(1) 本仕様書は企画提案公募のための仕様書であり、企画提案が採択された場合でも、企画提案した業務と異なる業務を行う場合がある。

(2) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。